

暴追とっとり

第59号

令和4年

7月発行



(城原海岸)



(公財)鳥取県暴力追放センター

事務局 鳥取市本町三丁目 201 番地
☎ ☎ 0857 - 21 - 6413
暴力相談フリーダイヤル 0120 - 19 - 8930
<http://boutsui-tottori.jp/>



巻 頭 言

鳥取県警察本部

刑事部長 河本 雅樹

県民の皆様におかれましては、平素から暴力団排除活動を始め、警察業務全般にわたり、御理解と御協力をいただき、心から御礼を申し上げます。

昨今の暴力団情勢につきましては、暴力団構成員等の数が、令和 3 年末現在で約 2 万 4,100 人と、統計が残る昭和 33 年以降で最少人数となっております。

しかしながら、指定暴力団である六代目山口組と神戸山口組の対立抗争は未だ継続しており、令和 2 年 5 月には、岡山市内において、米子市に事務所を置く六代目山口組傘下組織の幹部が、当時の神戸山口組傘下組織の幹部に拳銃を発射し、負傷させた殺人未遂事件が発生したことを受け、同年 7 月、鳥取県公安委員会が、暴力団対策法に基づき、米子市を警戒区域と定め、両団体を特定抗争指定暴力団等に指定しました。

この指定により、米子市内における暴力団事務所への立入りや暴力団員が多数で集合することを禁止するなどの強い規制をかけており、現在もその指定の期限を延長しているところであります。

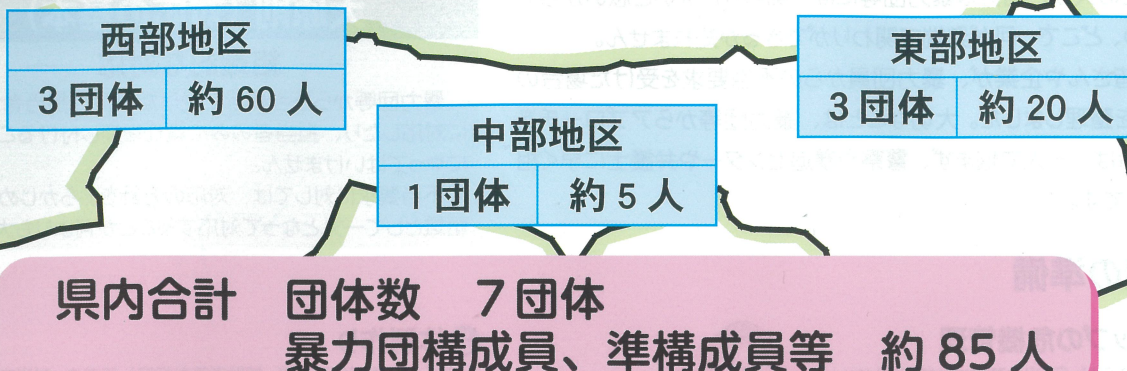
また、先の 2 月県議会を経て、平成 23 年 4 月の施行から十年余りが経過した鳥取県暴力団排除条例を大きく改正し、暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域を拡大するとともに、鳥取市及び米子市の繁華街等の一部を「暴力団排除特別強化地域」に指定し、その地域内において、風俗店や飲食店等の特定の営業者と暴力団員との間で、用心棒料、みかじめ料の授受を禁止するなど暴力団に対する規制を非常に強化するものとしております。

鳥取県内の暴力団情勢につきましては、令和 3 年末現在で、暴力団は 7 団体、構成員等は約 85 人であり、そのいずれも六代目山口組傘下組織と把握しており、県警察としましては、今後とも、鳥取県民の皆様を始め、関係機関・団体と、より一層の連携を図りながら、県民一丸となった暴力団排除活動を推進していく所存ですので、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。



県内暴力団分布図

鳥取県警察本部
刑事部捜査第二課
(令和3年12月末現在)



**鳥取県暴力団排除条例が改正され、
令和4年5月1日（一部は同年8月1日）
から施行されています！**



1 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する規制区域の拡大（令和4年5月1日施行）

(1) 周囲200メートルの区域で暴力団事務所の開設及び運営を禁止する保護対象施設に都市公園法に規定する都市公園を追加

周囲200メートルの区域で暴力団事務所の開設及び運営を禁止する保護対象施設に、既に規定されている学校、児童福祉施設、図書館、博物館、公民館、家庭裁判所等に加え、都市公園法第2条に規定する都市公園（県内に314か所：令和3年3月末現在）を追加

○罰則…… 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(2) 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する地域に都市計画法に規定する商業地域、工業地域等の追加及び違反者に対する中止命令の新設

暴力団事務所の開設及び運営を禁止する都市計画法第8条に規定する第1種低層住居専用地域等の地域に、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を追加し、違反者に対する中止命令を新設

○罰則…… 中止命令に違反した者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

2 「暴力団排除特別強化地域（鳥取市及び米子市の繁華街等の一部）」内における特定営業者と暴力団員との利益の授受の禁止【新設】（令和4年8月1日施行）

鳥取市及び米子市の繁華街等の一部を「暴力団排除特別強化地域」に定め、当該地域内における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、飲食店営業等や風俗案内所等を営む特定営業者と暴力団員との用心棒料、みかじめ料の授受等の禁止を新設

※用心棒料とは…… 特定営業者が暴力団員に対して、顧客、従業員その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務の対償として支払う金品等

みかじめ料とは…… 特定営業者が暴力団員に対して、営業を営むことを容認する対償として支払う金品等

○罰則…… 特定営業者、暴力団員ともに1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
積極的な申告を促すため、特定営業者に対しては自首減免規定を適用

3 立入検査等を規定【新設】（令和4年5月1日施行）

公安委員会は、1(2)に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は職員に建物に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができることの規定を新設

○罰則……資料不提出、虚偽説明、立入拒否、妨害、忌避等した者は20万円以下の罰金

暴力団等に対する基本的対応要領

ほとんどの人が、自分は暴力団等には、関わりがないと思いがちですが、いつ、どこで、何が発端で関わりができるか知れません。

市民の皆さんや企業が、暴力団員からの不当要求を受けた場合の対応要領を整理しました。大切なことは、暴力団等からアプローチを受けた場合は、一人で悩まず、警察や暴追センターや弁護士に早く相談することです。

■平素の準備

1 トップの危機管理

- ★トップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。
- ★担当者が気楽に報告できる雰囲気作りを行う。



3 暴力団排除条項の導入

- ★暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として、
 - 暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
 - 取引開始後反社会的勢力と判明した場合、解約することなどの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。



2 体制作り

- ★あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。
- ★対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。
- ★対応する部屋を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。

4 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等との連携

- ★警察や暴追センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。



■有事の対応 (不当要求対応要領)

1 来訪者のチェックと連絡



2 相手の確認と用件の確認



3 対応場所の選定



4 対応の人数



5 対応時間



6 言動に注意する



7 書類の作成・署名・押印



8 トップは対応させない



9 即答や約束はしない



10 湯茶の接待をしない



11 対応内容の記録化




12 機を失せず警察に通報



暴力追放センターの主な活動

1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動

- ・ポスター、パンフレット等の作成、配布
- ・暴力団追放県民大会の開催
- ・テレビ、ラジオ、新聞等による広報



2 暴力団と対峙する企業事務所等の責任者に対する講習の実施

不当要求防止責任者講習



3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動

- ・来訪者への面談による相談
- ・電話、手紙による相談
- ・出張相談
- ※相談無料
- ※秘密厳守


早急に対処しましょう!



4 民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動

- ・暴力追放運動推進組織が行う各種行事の後援

暴力団を排除しよう!



5 暴力団員の不当な行為による被害者への支援活動

- ・見舞金の支給
- ・民事訴訟支援

お見舞金です! いっしょに頑張りましょう!



6 暴力団の事務所使用により、住民生活の平穏等が害されることの防止のための活動

- ・事務所撤去訴訟


暴力団は出ていけ!



7 少年への暴力団からの働きかけを排除する活動

- ・相談活動による個別の指導、助言
- ・各種団体への啓発活動

この子達に近寄るな!




8 暴力団員から離脱しようとする人を手助けする活動

- ・相談活動による個別の指導、助言
- ・離脱のノウハウ

組を抜きたいんです!

では、早速離脱の支援を!



9 その他

- ・暴力団員からの危害を防止するための各種資機材の貸出し等



役員会の開催

令和3年度事業報告・決算報告

5月24日の令和4年度第1回通常理事会と6月15日の令和4年度定時評議員会で、令和3年度事業報告及び決算報告が承認されました。



令和4年度 第1回通常理事会



令和4年度 定時評議員会

不当要求防止責任者講習事業

当センターは、鳥取県公安委員会からの委託を受けて、警察と連携し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するため「不当要求防止責任者講習」を、鳥取・倉吉・米子で開催しています。

講習を受ける順序

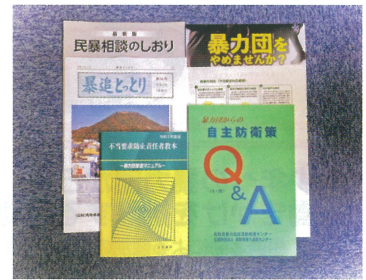
- ◇事業所単位で「不当要求防止責任者」を選任します。
- ◇選任した責任者を「不当要求防止選任届出書」に記載して鳥取県公安委員会（窓口：鳥取県警察本部組織犯罪対策課）に送付します。
- ◇届出書の様式は、鳥取県警と当センターのホームページからダウンロードできます。
- ◇鳥取県公安委員会から「受講通知書」の往復はがきが来たら、「受講の申込み（出席）」か「欠席」を記載して、返信してください。

講習種別

- ◇選任時講習：責任者に選任されてから1年以内に受講します。
- ◇定期講習：選任時講習受講後、概ね3年に1回受講します。

講習内容

- ◇暴力団情勢
- ◇不当要求対応要領
- ◇受講修了書の交付
- ◇講習資料の配付



講習用教材

地域・職域の暴力団排除活動の状況

地域・職域主催の暴力団排除活動の支援として、暴排組織協議会総会の開催をはじめ、研修会等で講演を行うなど、暴力団排除意識の高揚に努めました。



5/9 責任者講習（倉吉）



5/16 責任者講習（米子）

みんなの力で社会の敵、暴力団を追い出し、明るい街をつくりましょう。

暴力団追放! 「三ない運動^{プラス}」の推進

暴力団を **利用**しない



全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です。

暴力団を **恐れ**ない



恐れは「誤ったイメージから」恐れることは暴力団を助長させる。

暴力団に **金**を出さない



金が「腐れ縁の元」暴力団を支援・容認することになる。

暴力団と **交際**しない



交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる。



暴排DVDの貸出

当センターでは、各種研修会や講習会で活用できる暴排用DVDを無料で貸し出していますので、ご希望の方は当センターにご連絡ください。

タイトル	対象	内容	上映時間
撃退～基本的対応要領	企業一般	平素の準備と対応要領12項目	各30分
事前の備えこそ最大の防御	企業一般	クレーマーやネット利用の不当要求への対応	各25分
暴排のシナリオ	企業一般	機関紙購読、寄付金、物品納入、下請参入	各25分
あなたはひとりじゃない!	企業一般	暴力団との関係遮断に向けた対応等	各11分
不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック	企業一般	苦情・不当要求の見極めポイントと事実確認のポイント	各20分
不当要求・クレームへの初期対応	企業一般	電話・インターネット・直接面談への対応	各15分
暴力団排除（入札妨害・就労支援）	企業一般	入札妨害、就労支援と離脱者支援	各23分
暴力団排除～絶対に負けません～	企業一般	不当要求行為に対する対応要領、仮処分手続き等	各10分
暴力団がやってきた! ～不当要求の実態と対応要領～	企業一般	人材派遣、振込め詐欺、用心棒料の要求等の実態と対応要領	36分
危機に直面してからでは遅すぎる! 不当要求対応マニュアルの作成と実践	企業一般	対応方針と体制、不当要求に応じるリスクと対応手順、社内教育	53分
奴らには屈しない!	企業一般	飲食店・企業に対する不当要求と対応要領	32分
訣別のとき	企業一般	元暴力団員が語る暴力団の実態等	34分
暴排の標 ^{しるべ} ～反社会的勢力を許さない社会～	企業一般	クレーム対応要領、暴力団事務所の撤去、組長賠償請求（使用者責任）訴訟	各25分
教訓～失敗を乗り越えて	企業一般	暴力団に狙われた会社と暴力団排除	36分

暴力団離脱者受入事業者の募集

暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための活動として、離脱者を雇用してもらうことが出来る受入事業者を募集しています。

鳥取県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の会員になっていただきますと、公共職業安定所に登録させていただきます。

暴力団を辞めたい!
けれど...

生活費が...

仕事が見つからないかも...

組からの追い込みが...

知り合いの組員に会ったら...

住む家が...


借金が...

そんな時は!
暴力追放運動推進センターへ
ご相談ください

暴力団を辞めたいとき、「暴追センター」が関係諸機関の架け橋としてサポートします。

- 経済的な支援
- 就労支援
- 生活支援

暴力団からの追い込みは、警察が守ってくれます!



賛助会員・寄附の募集

暴力のない「安全安心な鳥取県づくり」に寄与するための当センターの事業活動にご賛同・後援いただける個人・団体の賛助会員を募集しており、また、寄附も募集しています。

当センターは、公益財団法人の認定を受けていますので、賛助会費・寄附金は、寄附金控除の適用を受けることができます。

入会手続き

当センターに連絡をいただければ、入会申込書をお送りします。

賛助会費

- ◇ 個人：1口 5,000円（年額）
- ◇ 団体：1口 10,000円（年額）
（口数に制限はありません）

賛助会員の方には、右の写真の賛助会員ステッカー（入会時）と、暴排ポスター・広報紙・各種資料をお送りします。



鳥取県暴力追放センターの案内図

